

Q13 法務局・地方法務局等が配布しており、また、インターネット上でも閲覧・ダウンロードが可能な以下の冊子についてお伺いします。
必須 あなたはこの冊子を見たことはありますか。
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	見たことがある	見たことがある気がする	見たことはない
人権の擁護 http://www.moj.go.jp/content/001154456.pdf 	➡ ☐	☐	☐
みんなともだち http://www.moj.go.jp/content/001154459.pdf 	➡ ☐	☐	☐
「いじめ」 させない 見逃さない http://www.moj.go.jp/content/001154460.pdf 	➡ ☐	☐	☐
全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集 http://www.moj.go.jp/content/001175223.pdf 	➡ ☐	☐	☐
あなたは大丈夫？ 考えよう！インターネットと人権（改訂版） http://www.moj.go.jp/content/001163308.pdf 	➡ ☐	☐	☐
いっしょに学ぼう！障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～ http://www.moj.go.jp/content/001201644.pdf 	➡ ☐	☐	☐

Q14 必須 この冊子を見たことで、人権問題の理解や関心は深まりましたか。
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

	非常に深まった	まあ深まった	あまり深まらない	全く深まらない
人権の擁護 http://www.moj.go.jp/content/001154456.pdf 	➡ ☐	☐	☐	☐
みんなともだち http://www.moj.go.jp/content/001154459.pdf 	➡ ☐	☐	☐	☐
「いじめ」 させない 見逃さない http://www.moj.go.jp/content/001154460.pdf 	➡ ☐	☐	☐	☐
全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集 http://www.moj.go.jp/content/001175223.pdf 	➡ ☐	☐	☐	☐
あなたは大丈夫？ 考えよう！ インターネットと人権（改訂版） http://www.moj.go.jp/content/001163308.pdf 	➡ ☐	☐	☐	☐
いっしょに学ぼう！ 障害のある人の人権～パラリンピックへ向けて～ http://www.moj.go.jp/content/001201644.pdf 	➡ ☐	☐	☐	☐

次へ

Q15-1
必須

下記の冊子をご覧になって、思ったことや理解したことはどんなことでしたか。
人権の擁護：
<http://www.moj.go.jp/content/001154456.pdf>



以下の項目について、あてはまるものをひとつずつお選びください。
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
人権問題を意識するきっかけになった	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題について、もっと知りたくなった	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題について、家族や友人と話したいと思った (ブログ・SNS等による発信を含む)	➡	☐	☐	☐	☐
人権に関する催し物(イベント)に、参加してみたくなった	➡	☐	☐	☐	☐
自分も、人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題で困ったとき、悩んだときに、 相談する場所があることが分かった	➡	☐	☐	☐	☐
人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題で困ったとき、悩んだときに、 人権擁護委員に相談できることが分かった	➡	☐	☐	☐	☐

Q15-2
必須

下記の冊子をご覧になって、思ったことや理解したことはどんなことでしたか。
みんなともだち：
<http://www.moj.go.jp/content/001154459.pdf>



以下の項目について、あてはまるものをひとつずつお選びください。
(矢印方向にそれぞれひとつだけ)

		あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
人権問題を意識するきっかけになった	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題について、もっと知りたくなった	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題について、家族や友人と話したいと思った (ブログ・SNS等による発信を含む)	➡	☐	☐	☐	☐
人権に関する催し物(イベント)に、参加してみたくなった	➡	☐	☐	☐	☐
自分も、人の人権を尊重しなくてはいけないと思った	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題で困ったとき、悩んだときに、 相談する場所があることが分かった	➡	☐	☐	☐	☐
人権擁護委員の存在を知るきっかけになった	➡	☐	☐	☐	☐
人権問題で困ったとき、悩んだときに、 人権擁護委員に相談できることが分かった	➡	☐	☐	☐	☐